毎月11日は「南三陸町安全・安心の日」

～5月11日は「水害の防止に向けた活動を行う日」です～

梅雨や台風の時期を迎えるにあたり、町民一人一人が水害対策の重要性について理解を深めましょう。

水害における避難についても家族で年に一度は話し合いを持ちましょう

雨が降り始めると降雨量によって平常時と周囲の状況も一変します。

側溝やマンホールなどが冠水した場合は危険な場所が見えなくなります。家の近くや通勤通学で利用する道路など、晴れた日に状況を確認しておきましょう。

雨により、普段なかった地面のひび割れや斜面からの水の吹き出しなどの予兆現象に気付いたら自主的に避難することも重要です。

避難行動は浸水前に

浸水の状況により、水流などで避難行動ができない場合があります。

避難場所への移動は浸水前に行うことが基本です。明るいうちに安全な避難場所へ移動しましょう。夜間や雨が強い場合、移動が困難な時は、外へは出ずに家の２階などのより安全な場所に避難してください。

水害などの防止に関するポイント

○冠水しやすい場所を事前に把握しておき、大雨の際にはそこを避けて通るようにしましょう。

○大雨の時は風が強いことが予想されるため、家の外に飛ばされる物（鉢植え、自転車など）がないか確認して対策をしましょう。

○風が強いときは、倒木などにより停電になることもあるので、他の災害と同様に停電への対策をしましょう（水、懐中電灯、食料の備蓄など）。

問 総務課　危機対策係　☎46-1376

行政相談委員にお気軽にご相談ください

４月１日付けで高橋才二郎さん（歌番所）と佐藤和文さん（志沼田）が、行政相談委員として総務大臣から委嘱されました。

行政相談委員は、国の仕事をはじめ、独立行政法人・特殊法人（国立大学・国立病院・郵便局など）の仕事についての苦情や意見・要望を受け付け、皆さんと役所との間に立ってその解決の手助けをします。

相談は無料で、秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

●定例相談日●
毎月第２・第４木曜日　午後１時～３時
総合ケアセンター南三陸　１階相談室

南三陸町担当行政相談委員

高橋才二郎さん（歌番所）

佐藤　和文さん（志沼田）

全国どこの処方せんも
受付けしています
こさか調剤薬局
南三陸町志津川字沼田 150-145
TEL0226-47-2355 FAX0226-47-2350

南三陸町就労奨励金のお知らせ

～町内で新たに働きだした人を応援!!～

町では、町内中小企業の労働力確保のため、町内の中小企業などへ就業した新規学卒者およびＵ・Ｉターン者が一定期間継続して雇用された場合に就労奨励金を支給します。

●対象者

・新規学卒者

町内の中学校または南三陸高等学校を卒業した人で、学校の教育課程または訓練課程終了後３カ月以内に事業者に雇用され、その雇用された日から引き続き町内に住所を有する人。

・Ｕターン者

町内に一度住所を有していた人で、転出から１年が経過した後に再度転入し、転入後３カ月以内に事業者に雇用された人かつ、事業者に雇用された日において50歳以下の人

・Ｉターン者

過去において町内に一度も住所を有していなかった人で、本町に転入し、転入後３カ月以内に事業者に雇用された人かつ、事業者に雇用された日において50歳以下の人

※転出もしくは転入が同一の事業所もしくは施設などにおける転勤に起因する場合または、業主もしくは取締役と２親等以内の親族関係にある人を除きます。

※いずれも住所が南三陸町にあることが条件です。

※地域おこし協力隊の人は、町から事業者に対して雇用経費を補助していることから、対象となりません。

●雇用条件

常用労働者（雇用期間の定めのない労働者または１年以上の雇用が見込まれる人で、１週間の所定労働時間を30時間以上として雇用された人）として６カ月以上雇用されている人

●支給額

（１）継続して６カ月以上雇用された場合…20万円支給

（２）継続して18カ月以上雇用された場合…10万円支給

※下記申請期限を過ぎた場合の支給はできません。申請期限内に申請をお願いします。

●申請期限

雇用された日から起算して６カ月または18カ月を経過する日の属する月の翌月20日まで

例：４月１日に雇用された人→申請期間は10月１日～10月20日

●申請に必要な書類

①申請書

②雇用保険被保険者資格取得等確認通知などの写し

③新規学卒者は住民票、Ｕターン者またはＩターン者は戸籍の附票の写し

④雇用契約書または雇用通知書の写し

⑤出勤簿の写しまたはこれに代わるもの

⑥新規学卒者は直近に終了した学校の卒業証書および中学校の卒業証書の写しまたは、これに代わるもの

⑦完納証明書

⑧振込用口座通帳のコピー

※①の申請書は、商工観光課に備え付けのほか、ホームページからダウンロードできます。

お問い合わせ・申請窓口　商工観光課　商工業立地推進係　☎46-1385